

# 広報 しらはた

白旗駐在所  
豊田 智史  
☎ 282-1110

## ご存知ですか？訪問購入のルール

- 1 不招請勧誘の禁止～訪問購入について、飛び込み勧誘の禁止となります。また、消費者から「査定」の依頼があっても、「査定」を超えた勧誘をしていけません。
- 2 勧誘目的の明示～勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければなりません。
- 3 再勧誘の禁止～消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。
- 4 書面の交付義務～物品の種類や特徴、購入価格、引き渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければなりません。
- 5 引き渡しの拒絶～消費者はクーリング・オフ期間中（4の書面交付から8日以内）物品の引き渡しを拒むことができます。また、迷惑をかけるような方法等で同期間内に引き渡しをさせること等は禁止されます。
- 6 クーリング・オフ～4の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申し込み撤回や契約の解除が可能です。
- 7 クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務  
～クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリング・オフの対象物品であることなどを書面で通知しなくてはなりません。また、元々の売主である消費者に、第三者への引き渡しに関する事項を通知しなくてはなりません。

### ～適用対象外となる商品～

自動車（2輪のものを除く）、家具、家電（携行が安易な物を除く）、本、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券。

### ～適用対象外となる取引態様～

・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合・いわゆる御用聞き取引の場合・いわゆる常連取引の場合・転居に伴う売却の場合（※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。）

※詳しい問い合わせ先：消費者庁九州経済産業局経済課 ☎ 092-482-5459

御船警察署 生活安全課 ☎（代表）282-1110